# ネーミングライツ事業実施契約書(案)

独立行政法人海技教育機構(以下、「機構」という。)と〇〇〇(以下、「命名権者」という。)は、機構が所有する施設等の愛称等を決定する権利(以下、「命名権」という。)の付与に関して、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、命名権について基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的 とする。

(命名権)

第2条 機構は、命名権者に対して、本契約に定めるところにより以下の施設等の命名権を付与する。

対象施設等:独立行政法人海技教育機構 練習船「○○丸」 第一教室 (愛称等)

第3条 対象施設等の愛称等は次のとおりとする。ただし、機構は、対象施設等の名称 は変更しないものとし、必要に応じて愛称等ではなく、施設等の名称を使用すること ができる。

愛称等:「○○○□

- 2 機構は、前項の愛称等を積極的に使用しなければならない。
- 3 本契約期間内において、命名権者は愛称等を変更することはできない。ただし、機構が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(愛称等表示サイン、案内看板等の設置)

- 第4条 命名権者は、機構と協議のうえ、対象施設等及び機構の構内に新たに愛称等の 表示サイン、案内看板等(以下、「サイン等」という。)を設置することができる。
- 2 前項に定める場合のほか、命名権者は、機構が設置した対象施設等及び機構の構内 のサイン等について、愛称等に変更することを申し入れることができる。
- 3 前2項に定めるサイン等の内容 (デザインや大きさ等)、設置箇所及び掲示方法等については、機構の定める基準に基づき、機構と命名権者協議のうえ決定するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるサイン等の設置及び変更は命名権者が実施するものとし、 その費用は命名権者が負担するものとする。
- 5 第1項に定めるサイン等の所有権は命名権者に帰属し、第2項に定めるサイン等の 所有権は機構に帰属するものとする。

- 6 本契約の期間満了又は解除その他理由如何を問わず本契約が終了したときは、第1 項から第4項に基づき設置されたサイン等は、機構が指定する日までに、命名権者の 費用負担により原状に回復するものとする。
- 7 前項に規定する原状回復を命名権者が行わない場合、機構は、命名権者の同意を得ることなく原状回復を行うことができる。機構は、当該原状回復に要した費用を命名権者に請求し、命名権者は直ちにこれを支払わなければない。
- 8 機構は、愛称等のサイン等が安全かつ適正に設置されているか確認することに努めるとともに、当該サイン等が安全かつ適正に設置されていないことを確認した場合には、速やかに命名権者に通知するものとする。

# (サインの管理)

第5条 前条第1項及び第2項に定めるサインの修繕等、維持管理に要する費用については、命名権者が負担する。また当該サインにより第三者に損害が生じた場合の責任は、命名権者が負うものとする。

(命名権に付帯する諸権利等)

- 第6条 機構が、本契約に基づき命名権者に提供する諸権利等は、次に掲げるとおりと する。
- 一 機構は、機構が管理する出版物やホームページ等を通じて、愛称等の普及と定着に 努力する。
- 二 命名権者は、対象施設等の命名権が付与されていることを、命名権者の管理する出版物やホームページで表示することができる。
- 三 前各号に定めるもののほか、命名権者が応募時に提案した条件については、機構が 書面により許可した場合に限り、これを認める。

### (契約期間)

- 第7条 本契約の契約期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。
- 2 愛称等の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了日の前までに本契約が終了した場合は、愛称等の使用期間も終了する。

### (命名権料)

- 第8条 本契約に基づく命名権料は、総額○○○円(うち消費税及び地方消費税額○○○円)、年額○○○円(うち消費税及び地方消費税額○○○円)とする。ただし、令和○年度については、○○○円(うち消費税及び地方消費税額○○○円)とする。
- 2 命名権者は、前項に定める命名権料について、機構が発行する請求書により、各年度の 4 月 30 日までに支払わなければならない。ただし、令和〇年度については、令和〇年〇月〇日までに支払わなければならない。
- 3 命名権者が、前項に規定する日までに本条第1項に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年率3パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

## (知的財産権の無償使用)

- 第9条 命名権者が、愛称等に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。)を取得した場合においては、命名権者は、機構がこれを無償で使用することを認める。
- 2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、機構と命名権者の協議により別途定めるものとする。
- 3 標示された愛称等が第三者の知的財産権を侵害した場合には、命名権者は自らの責 と負担においてこれを解決しなければならない。

## (損害賠償)

第 10 条 機構及び命名権者は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、 本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その 損害を賠償しなければならない。

## (契約解除)

- 第 11 条 機構は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、 第7条第1項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。
- 一 命名権者が、本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- 二 命名権者が、正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- 三 命名権者が、本契約に定める条項に違反したとき。
- 四 命名権者が、法令、機構の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- 五 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- 六 命名権者の都合により、本契約に定める義務の履行が困難となり、機構の指定する 様式をもって機構に契約の解除を申し出たとき。
- 七 命名権者が、第13条の規定に反して本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- 八 命名権者が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又 は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す る暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認め られる者に当該契約債権を譲渡したとき。
- 九 命名権者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(命名権者が個人である場合にはその者を、命名権者が法人である場合には その役員又はその支店若しくは常時当該契約の契約を締結する事務所の代表者をいう。 以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 命名権者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相 手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、機構が命名権者に対して当該契 約の解除を求め、命名権者がこれに従わなかったとき。
- 十 その他機構が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。
- 2 命名権者が、前項第6号により本契約の解除を申し出ようとするときは、希望する 契約解除日の1ヶ月前までに、機構にその旨を申し入れなければならない。
- 3 機構は、第1項の規定により命名権の付与を取り消したときは、機構の指定する様式により命名権者に通知するものとする。

## (命名権料の返還)

第 12 条 機構は、前条第1項の規定に基づき、本契約を解除したとき、命名権者が既に支払った命名権料を返還しないものとする。ただし、前条第1項第10号に基づき、本契約を解除したときには、命名権料の返還について機構と命名権者協議のうえ決定する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 命名権者は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは 継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(秘密の保持)

- 第 14 条 機構及び命名権者は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して 開示された情報(以下「秘密情報」という。)を他に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。 (疑義に関する協議)
- 第 15 条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、機構と命名権者の協議により 解決するものとする。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約に関して紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(機構) 神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7 独立行政法人海技教育機構 理事長 田島 哲明

(命名権者)